

回 覧 令和元年10月1日（三股町）代表 ☎ 52-1111

.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分類】 【No.】 【内 容】

- <募 集> 1・2 ◆町任期付職員（心理職・一般事務）採用試験を実施します
- 3 ◆都城高専教養講座 「硬式テニス」の受講生を募集します
- <お知らせ> 4 ◆「第5回みまた ☎ 霧島パノラマまらそん」を開催！～霧島連山を眺め、三股路を駆け抜けてみませんか！～
- 5 ◆11月5日から住民票とマイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できます！
- 5 ◆消費税率引上げを受けて水道料金と下水道使用料・農業集落排水施設使用料が変わります！
- 6 ◆合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください
- 7 ◆年金生活者支援給付金制度がはじまります
- 7・8 ◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します！



防災無線の放送内容が ☎ で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417 ※どちらの番号でも
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418 同じ内容です。

【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

町外にいて放送を聞き逃した
よく聞こえなかったのもう一度聞きたい。

発令された警報を確認したい。

【問い合わせ】総務課 危機管理係 ☎52-1110(直通)

【分類】 【No.】 【内 容】

- 9 ◆令和元年度後期の技能検定を実施します
- 9 ◆宮崎県の最低賃金が時間額790円に改定されます
- 9 ◆消費税軽減税率制度説明会を開催します
- 10 ◆農地の相続手続きはお済みですか？
- <保健と福祉> 10 ◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます
(一般)
- <相 談> 10 ◆令和元年「平日夜間・土日もどうぞ！労働相談会」を開催します
- 11 ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています
- 11 ◆10月の「おもちゃ病院三股」は、『都城市環境まつり』で開院します



募 集

◆町任期付職員（心理職・一般事務）採用試験を実施します

町では、令和元年度の町任期付職員（心理職・一般事務）採用試験を次のとおり実施します。

1. 採用試験の種類、職種、採用予定人員・職務の内容

種類	職種	採用予定人員	職務の内容
初級	心理職・一般事務	1名程度	町長部局などに勤務し、心理職の業務及び一般事務に従事します。 (主な勤務内容：福祉課などに勤務し、心身の発達に不安のある子ども及びその保護者への対応、その他事務処理など)

2. 受験資格（学歴は問いません。）

(1) 年齢

試験の種類	受験資格
初級	昭和54年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた者

(2) 資格

(財) 日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士の資格を有する人または(社) 日本心理学会が認定する認定心理士の資格を有する人、公認心理士(令和元年度の試験において資格取得見込みの者を含む。)に限ります。

(注) 資格を必要とする試験については、資格が取得できない場合、採用になりません。

(3) 次のいずれか一つに該当する者は受験できません。

- (ア) 日本国籍を有しない人
- (イ) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- (ウ) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (エ) 三股町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (オ) 日本国憲法施行の日以後、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を、暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3. 任用期間

令和2年4月1日～令和5年3月31日(3年間)

4. 試験の日時、場所および合格発表

試験	試験の日時	場所	合格発表
1次試験	11月24日(日) 午前7時30分 受付開始 午前8時10分 着席 午前8時30分 試験開始 午後1時00分 試験終了	町役場	役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
2次試験	1次試験合格者に対して別途通知します。	町役場	役場前掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

(注) 試験中に携帯電話を時計代わりに使用することはできません。

(注) 試験中は携帯電話の電源を必ず切り、バッグ等にしまってください。

(注) 1次試験合格者は、町の公式サイトに掲示します。

5. 試験の方法

高等学校卒業程度の試験(初級試験)を次のとおり実施します。

試験	試験科目	内容
1次試験	教養試験	社会、人文、自然に関する一般知識に関する問題(20問) 文章理解、判断、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題(20問)
	専門試験	専門的知識、技術その他の能力についての択一式による筆記試験(出題分野は別表のとおり)
2次試験	人物試験	面接試験

別表 専門試験の出題分野

試験の種類	出題分野
心理職・一般事務	一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学(30問)

6. 受験手続

(1) 申込用紙請求先など

ア 申込用紙の交付場所

町役場 総務課 職員係 (2階 ①番 窓口)

イ 郵便による申込用紙の請求方法

請求先 〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町役場 総務課 職員係

封筒の表に「**任期付受験申込書 請求**」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒 (A4判が入る大きさの封筒) を必ず同封し、町役場 総務課 職員係に請求してください。

なお、郵送にかかる往復の日数を十分考慮してください。

(2) 申込用紙の提出先・申込手続

ア 提出先 〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町役場 総務課 職員係 (2階 ①番 窓口)

イ 申込手続

所定の申込用紙に必要事項 (申込用紙の「郵便はがき」欄に、受験者の氏名と住所を忘れずに書いてください。) を記入し、最近3ヶ月以内に撮影した写真と62円切手を貼って提出してください。

写真の貼っていないもの、職種の記入のないものは、受け付けることができない場合がありますので注意してください。

(注) 郵送する場合は必ず郵便局の窓口で**簡易書留郵便**にして、その際、郵便局窓口で交付される「**書留郵便物受領証**」は、受験票が到着するまで大切に保管しておいてください。

なお、封筒の表には、「**三股町任期付職員採用試験受験**」と朱書きしてください。

(3) 受付期間

10月1日 (火) ~ 10月23日 (水)

●町役場受付時間：午前8時30分~午後5時 (土曜、日曜と祝日は除く)

●郵送の場合は10月23日 (水) までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

申込書を受理した場合は、受験票を郵送します。

11月5日 (火) を過ぎても受験票が到着しない場合は、町役場 総務課 職員係 (☎：52-1113) に連絡してください。

7. 合格から採用まで

最終合格者を、採用候補者名簿に登載し、その中から任命権者によって採用が決定されます。

なお、合格者は採用予定者より多く決定されますので、試験に合格しても採用されない場合があります。

8. 給与・勤務条件等

任期が定められていること以外、給与、勤務条件やサービスなどについて正規職員と同様に地方公務員法等の規定が適用されます。

(1) 給与

町一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年三股町条例第23号) 及び町一般職の職員の給与に関する条例 (平成29年3月28日条例第6号) に基づく。

給 与	月 額 187,700円~255,200円
-----	-----------------------

このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当や勤勉手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給されます。(ただし、これらの額は給与改定等により変更されることがあります。)

(2) 勤務条件・休暇など

勤務時間は1日7時間45分、原則として土曜・日曜及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は休みとなります。

休暇には、年次休暇のほか主なものに夏季休暇・結婚休暇・病気休暇などの有給休暇があります。

9. 緊急時の試験関係情報の提供

災害などによる試験日程の変更やその他の緊急連絡を、町の公式サイトに掲載することがあります。

町公式サイトアドレス = <http://www.town.mimata.lg.jp/>

※お申し込み・お問い合わせは、

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

町役場 総務課 職員係 (2階 ①番窓口)

☎：52-1113 (直通) にお願ひします。

◆都城高専教養講座 「硬式テニス」の受講生を募集します

本校の全天候型テニスコートを利用して、受講者のレベルに合わせて丁寧に指導します。奮ってご参加ください。

■開催日時＝ 11月19日（火）、20日（水）、22日（金）
26日（火）、27日（水）、29日（金）（全6回）

午後7時30分～9時30分

■対象者＝ 中学生以上
※中学生・高校生は保護者同伴での参加、または保護者などの送迎ができることを条件とします。

■募集人員＝ 初級コース10人 中級コース10人（先着順）

■講師＝ 都城高専准教授 永松幸一、テニスクラブ外部コーチほか

■場所＝ 都城高専テニスコート 雨天の場合は第1体育館

■講習料＝ 無料 ※別途参加料（保険料等）1,500円が必要です。

■申込期間＝ 10月15日（火）～11月5日（火）必着

■申込手続＝ 指定の受講申込書に記入し、ファクスで送信してください。
メール、はがきの場合は次の事項を記入し、お申し込みください。

◇記載事項

- ①講座名
- ②コース（初級または中級のどちらかを選択）
- ③氏名（ふりがな）
- ④性別
- ⑤年齢
- ⑥自宅の郵便番号と住所
- ⑦自宅の電話番号または連絡先（日中に連絡がとれる番号）
- ⑧中学生・高校生の場合（学校名、学年、保護者氏名）

◇メールで申し込みする場合、数日たっても受付の連絡がなければ不着の可能性があるので、お手数ですが電話で確認をお願いします。

◇先着順のため定員に達し次第締め切ります。ただし受講希望者が少ない場合は開講しない場合があります。その場合は、はがきで連絡します。

◇講座開講日1週間前までには受講決定者へ「受講決定通知書」を送付します。

◇参加料は初日に集めます。

◇開催中、本校教職員が記録写真を撮影することがあります。写真は講座終了後、本校公式サイトや各種広報などで利用することがありますので、あらかじめご了承ください。

◇申込時の情報は、この講座に関する業務以外には利用しません。

◇募集案内・受講申込書は本校公式サイトからダウンロードできます。

URL <http://www.miyakonojo-nct.ac.jp/~techcen/index.html>



※お申し込み・お問い合わせは、
都城高専 総務課企画係
〒885-8567 宮崎県都城市吉尾町473番地1
☎：47-1306 ファクス：38-1508
メール：kikaku@jim.miyakonojo-nct.ac.jp お願いします。

お知らせ

◆「第5回みまた 霧島パノラマまらそん」を開催! ～霧島連山を眺め、三股路を駆け抜けてみませんか!～

子どもも大人も気軽に参加でき、地域の心温まるおもてなしで好評を博している「みまたん霧島パノラマまらそん」を次のとおり開催します。

また、地場産品や手作りの食べ物などを販売する「よかもん朝市」も開催するほか、豪華景品が当たる抽選会も実施します。

家族や友人、会社やグループの仲間を誘ってぜひご参加ください。

■期 日 令和2年 1月26日(日) ※雨天決行

■場 所 町立文化会館前 (スタート・ゴール)

■種 目

	種 目	参加料	スタート時間	定 員
ハーフ	一般男子・女子 障がい者男子・女子	4,000円	午前9時10分	1,000人
	小学生男子・女子 小学生障がい者男子・女子	1,000円	午前9時15分	300人
2km	ファミリー (小学生以下と保護者)	4,000円(2人) ※子どもが複数参加 の場合は1人につ き1,000円追加	午前9時17分	100組
3km	一般男子・女子 障がい者男子・女子	3,000円	午前9時25分	300人
	中学生男子・女子 中学生障がい者男子・女子	1,000円		
5km	一般男子・女子 障がい者男子・女子	3,000円	午前9時35分	300人
	中学生男子・女子 中学生障がい者男子・女子	1,000円		

■申込方法

- ・インターネット
ランネット → <http://runnet.jp/>
スポーツエントリー → <https://www.sportsentry.ne.jp/>

・郵便振替

専用用紙記入後、郵便局で参加料をお振り込みください。

専用用紙以外の振り込みは受け付けできません。

※申し込み後の参加取り消し、参加料の払い戻しはできません。種目変更は可能ですが、自己都合での変更は差額返金できません。なお、振込手数料は各自での負担となります。

■申込締切 11月22日(金) [期限厳守]

※当日消印有効(ネット申し込みは決済が完了していること)。ただし、定員になり次第締め切りますので早めのお申し込みをお願いします。



※お問い合わせは、

みまたん霧島パノラマまらそん実行委員会

教育委員会 教育課 スポーツ振興係内

☎ : 52-9312 ファクス : 52-9724

メール : sports@town.mimata.lg.jp をお願いします。

◆ 2019年11月5日から住民票とマイナンバーカードに旧姓（旧氏）が併記できます！



★住民票やマイナンバーカード又は通知カードに旧姓（旧氏）が併記されることでこんなときに役立ちます！

- ①保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます！
- ②就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます！

★旧姓（旧氏）を併記するためには、どうしたらいいの？

住民票に旧姓を併記するための請求手続が必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

※旧姓併記のための請求手続きは2段階です。

- ①旧姓が記載された戸籍謄本などを用意しましょう
・本籍地の市町村に請求（有料）
- ②用意した戸籍謄本などを持って、現在お住まいの市区町村へ行きましょう！
（マイナンバーカードまたは通知カードを一緒にお持ちください。）

★旧姓（旧氏）併記に関するQ&A

Q：旧氏とは

A：旧氏（きゅううじ）とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

Q：旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本などが必要とのことですが、住民票などに併記する旧姓が記載されているものが一通あればよいのでしょうか。

A：旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本などから現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本などが必要となります。

Q：旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

A：旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本などに記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます（その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります。）なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票などに併記されている旧姓は引き継がれます。

Q：旧姓を削除することはできますか。

A：必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏を変更したときに限り、削除後に新しく生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。

Q：住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A：住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されるものであることから、旧姓または氏的一方のみを表示することはできません。

※お問い合わせは、町民保健課 戸籍住民係（1階 ③番窓口）

☎：52-9630（直通）をお願いします。

◆ 消費税率引上げを受けて水道料金と下水道使用料・農業集落排水施設使用料が変わります！

令和元年10月1日から消費税率が10%に上げられることを受けて、水道料金と下水道使用料・農業集落排水施設使用料も消費税相当額が変更となります。

※税抜き価格は、従来のままです。

1. 水道料金と下水道使用料・農業集落排水施設（農業）使用料の試算

例1 2カ月分（30m³）を利用の場合（水道口径13mm） 単位：円

区分	税抜価格	改定前 (消費税8%)	改定後 (消費税10%)	増額分
水道料金	3,650	3,942	4,015	73
下水道使用料	4,760	5,140	5,236	96
農集使用料	4,560	4,924	5,016	92

例2 2カ月分（40m³）を利用の場合（水道口径13mm） 単位：円

区分	税抜価格	改定前 (消費税8%)	改定後 (消費税10%)	増額分
水道料金	4,800	5,184	5,280	96
下水道使用料	6,160	6,652	6,776	124
農集使用料	6,010	6,490	6,611	121

2. 適用時期

10月1日以後に上水道や下水道・農集の使用を開始する場合は、新税率10%が適用されます。

経過措置として、10月1日より前から引き続き利用している場合は、11月検針分は、旧税率8%を適用し、それ以降は、新税率10%が適用されます。

ただし、経過措置の中で一部例外があります。9月検針終了日から11月検針終了日が2カ月を超えないものは、税率8%が適用されますが、2カ月を超えるものは税率8%と10%の混在が適用されます。

※お問い合わせは、

環境水道課 上水道係（2階 ④番窓口）☎：52-9081（直通）

下水道係（2階 ④番窓口）☎：52-9083（直通）

をお願いします。

◆ 合併処理浄化槽の補助制度をご利用ください

町では、生活排水による大淀川の水質汚濁を防ぎ、快適な生活環境の創造を目指して、浄化槽の設置に対する補助を行っています。

■補助金額＝

人槽区分	【くみ取りまたは 単独処理浄化槽からの改築の場合】
5人槽	33万2,000円
6～7人槽	41万4,000円
8～10人槽	54万8,000円
11～20人槽	54万8,000円

※新築した場合の補助はありません。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合は、上の表の補助金額に上乗せして、撤去費用を補助（上限9万円）する制度があります。詳しくはお問い合わせください。

■補助を受けるためには＝

合併処理浄化槽の設置工事を始める前に、必ず補助金交付申請し、補助金交付決定通知を受けてください。**交付決定前に職員が現場確認を行います。（交付決定前に工事を始めると補助金の交付を受けることができません。）**また、県が指定する浄化槽工事登録業者以外で工事を行うと補助を受けることができませんので、ご注意ください。

なお、補助金は予算上限に達した時点で終了となります。あらかじめご了承ください。

■補助の対象＝

居住に使用する建物（併用住宅の場合は、延べ床面積の2分の1以上が住居部分であること）で、既設のくみ取り・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する人。ただし、寄宿舍や別荘は除きます。

■補助の要件＝

- ・ 公共下水道や農業集落排水処理区域外であること。
- ・ 申請者と同居する世帯全員が町税などを滞納していないこと。
※世帯用の「滞納のない証明」を提出してください。
- ・ 県が指定する浄化槽設置者講習会を受講していること、など。



浄化槽は適正な維持管理を行ってください

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置です。浄化槽が持つ本来の機能を発揮するために正しい使い方と適正な維持管理を行ってください。

維持管理には浄化槽法により保守点検・清掃・法定検査が義務づけられていますので、定期的の実施してください。

◎ 保守点検

装置・付属機器の点検や修理、消毒剤の補充などを行います。一般的な浄化槽では年3回以上の実施が必要です。県に登録されている保守点検業者に委託してください。

◎ 清掃

浄化槽内にたまった汚泥の抜き取りや装置の洗浄などを行います。一般的な浄化槽では年1回以上の実施が必要です。町の許可を受けている清掃業者に委託してください。

◎ 法定検査

保守点検や清掃が適切に行われ浄化槽が正しく機能しているかどうか判定するものです。設置後に実施する検査と毎年1回実施する検査があります。



※お問い合わせは、環境水道課、環境保全係（2階 ④番窓口）

☎：52-9082（直通）をお願いします。

令和元年
10月1日

◆年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、令和元年10月からの消費税引き上げ分を活用し、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が行います。

■対象となる人

◎障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している人

以下の要件を満たしている必要があります

- ✓ 前年の所得額が約462万円以下

◎老齢基礎年金を受給している人

以下の要件をすべて満たしている必要があります

- ✓ 65歳以上
- ✓ 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
- ✓ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下



■請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している人
対象となる人には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。
同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。
- ②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた人
年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

- ◎日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。
- ◎年金生活者支援給付金の請求でお困りになったときは、お電話ください。

※お問い合わせは、
『給付金専用ダイヤル』 ☎：0570-05-4092（ナビダイヤル）
にお願いします。

◆高齢者のインフルエンザ予防接種費用を助成します！

インフルエンザは、ワクチンを接種することで、ウイルスに感染しても重症化を予防することがきます。ワクチン接種後、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間ほどかかり、効果が持続する期間は5カ月とされています。

予防接種は体調の良いときに受けましょう。

項目	内容
接種対象者	町内に住所登録があり、次のいずれかに該当する人 <u>※年齢と住所が確認できるものを持っていきましょう。</u> ①65歳以上の人（ 接種日に65歳以上の人 ）。 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、または呼吸器の機能不全で、日常生活活動が制限される程度の障がいがある人、ヒト免疫不全ウイルスで免疫の機能に日常生活が不可能な程度の障がいがある人。
接種期間	令和元年10月1日（火）～12月31日（火）まで
接種回数	実施期間内に1人1回
接種場所	町や都城市の協力医療機関は次ページの表のとおりです。または、かかりつけの病院でご相談ください。 <u>※予約が必要な場合がありますのでご確認ください。</u>
接種料金（個人負担額）	助成は1人1回です。 <u>個人負担金は1,400円です。</u> (町が2,900円負担します) <u>※診察で「接種できない」と診断された場合は、負担はありません。</u>

◎接種費の助成

接種日当日65歳以上の生活保護世帯の人は、無料で接種できます。福祉課社会福祉係で証明書をもらってください。

◎医療機関には、健康手帳を持っていき、予防接種の記録を残しましょう。

※接種したら、接種済証は必ず保管しておきましょう。

※お問い合わせは、

町健康管理センター
☎：52-8481（直通）にお願いします。



《令和元年度インフルエンザ予防接種実施医療機関一覧表》【期間:10月1日(火)から12月31日(火)まで】

	医療機関名	電話	所在地
1	一心外科医院	52-7788	三股町榊山
2	岩下耳鼻咽喉科	51-1187	三股町榊山
3	※江夏整形外科クリニック	51-1122	三股町宮村
4	坂田医院	51-2003	三股町蓼池
5	※大悟病院	52-5800	三股町長田
6	※たけしたこども医院	51-0005	三股町榊山
7	田中隆内科	52-0301	三股町宮村
8	とまり内科外科胃腸科医院	52-1135	三股町稗田
9	長倉医院	52-2109	三股町榊山
10	島中小児科医院	52-6000	三股町新馬場
11	ホームクリニックみまた	52-1348	三股町榊山
12	みしま内科クリニック	51-8100	三股町榊山
13	あきづき医院	36-0534	上水流町
14	あきと内科胃腸科	46-5500	都原町
15	有川呼吸器内科医院	24-6677	上川東
16	有馬医院	23-2610	上長飯町
17	安藤胃腸科外科医院	39-2226	豊満町
18	池之上整形外科	23-2311	上川東
19	いづみ内科医院	22-7111	鷹尾
20	※宇宿医院	25-9031	栄町
21	輪木循環器内科医院	26-0008	花繰町
22	海老原内科	64-1211	山田町
23	MKクリニック	51-6777	早鈴町
24	大岐医院	57-2025	山之口町
25	※おおくぼクリニック	26-1500	千町
26	大橋クリニック	37-0539	庄内町
27	※1 柏村内科	22-2616	上町
28	仮屋医院	36-0521	上水流町
29	仮屋外科胃腸科医院	25-7712	志比田町
30	川畑医院	46-3225	年見町
31	北原医院	22-4133	北原町
32	教山内科医院	62-1205	高崎町
33	共立医院	22-0213	蔵原町
34	久保原田中医院	22-7700	久保原町
35	※児玉小児科	25-5570	花繰町
36	※小牧病院	24-1212	立野町

	医療機関名	電話	所在地
37	坂元医院	22-0360	牟田町
38	佐々木医院	62-1103	高崎町
39	※三州病院	22-0230	花繰町
40	しげひらクリニック	27-5555	神之山町
41	志々目医院	57-2004	山之口町
42	庄内医院	37-0522	庄内町
43	※城南病院	23-2844	大王町
44	※城南クリニック	26-3662	大王町
45	※すみクリニック内科・循環器内科・小児科	36-7701	東町
46	隅 病院	62-1100	高崎町
47	瀬ノ口医院	25-5155	姫城町
48	瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780	都原町
49	園田光正内科医院	38-5115	太郎坊町
50	※たかお浜田医院	22-8818	鷹尾
51	※たき心療内科クリニック	46-9191	若葉町
52	※田口循環器科内科クリニック	24-0600	下川東
53	※武田産婦人科医院	22-0336	蔵原町
54	※2 橋病院(入院中の方のみ)	23-7236	中町
55	伊達クリニック	36-7088	牟田町
56	※どいクリニック	22-1825	上東町
57	※戸嶋病院	22-1437	郡元
58	※都北ごとうクリニック	38-6060	都北町
59	富田医院	23-4586	栄町
60	※永田病院	23-2863	五十町
61	※ながはま整形外科	46-7188	都北町
62	西浦病院	25-1119	広原町
63	※西岳診療所	33-1510	高野町
64	野口脳神経外科	47-1800	太郎坊町
65	野辺医院	22-0153	上町
66	はしぐち小児科	24-5500	都原町
67	※花房泌尿器科医院	25-1177	北原町
68	※浜田医院	22-1151	牟田町
69	※はまだクリニック	45-2266	祝吉
70	早水公園クリニック	36-6117	早水町
71	※遠見泌尿器科医院	24-8344	妻ヶ丘町
72	原田医院	26-3330	郡元町

	医療機関名	電話	所在地
73	ふくしまクリニック	46-5001	下川東
74	福島外科胃腸科医院	38-1633	都北町
75	藤元上町病院	23-4000	上町
76	※藤元総合病院	22-1717	早鈴町
77	※藤元病院	25-1315	早鈴町
78	ベテスダクリニック	22-1700	年見町
79	まつもと心臓血管外科クリニック	36-8926	東町
80	※松山医院	24-1046	上川東
81	政所医院	58-2171	高城町
82	※マドコロ外科医院	22-0138	小松原町
83	※丸田病院	23-7060	八幡町
84	※三嶋内科	24-7171	鷹尾
85	※都城新生病院	22-0280	志比田町
86	※都城フォレスト・クリニック脳神経外科	80-4313	下川東
87	※都城明生病院	38-1120	金田町
88	※宮永病院	22-2015	松元町
89	宗正病院	22-4380	八幡町
90	村上循環器内科クリニック	25-2700	宮丸町
91	※メディカルシティ東部病院	22-2240	立野町
92	もちお姥原医院	21-5355	養原町
93	※もりやま脳神経外科	21-6888	久保原町
94	森山内科・脳神経外科	21-5000	南鷹尾町
95	柳田病院	22-4850	東町
96	柳田クリニック	22-4862	東町
97	※やの耳鼻咽喉科	27-5222	吉尾町
98	※山内小児科医院	22-0048	上町
99	山路医院	64-3133	山田町
100	ゆうクリニック	46-6100	広原町
101	※3 横山病院(かかりつけ患者のみ)	22-2806	都島
102	※よしかわクリニック	23-9384	前田町
103	※吉松病院	25-1500	蔵原町
104	吉見病院	58-2335	高城町
105	吉見クリニック	58-5633	高城町
106	※ライフクリニック	39-2525	安久町

【注釈】 ※ 予約必要 ※1 新規患者の人のみ予約必要 ※2 入院中の人のみ予約必要 ※3 かかりつけの人のみ予約必要

◆令和元年度後期の技能検定を実施します

技能検定とは、働く人たちの技能を一定の基準によって検定し、国として証明する国家検定制度です。

宮崎県では平成30年度までに延べ42,191名の技能士が誕生し、県内産業の発展に大きく貢献しています。

- 日程＝
- (1) 受験申請受付
10月7日(月)～18日(金)
 - (2) 試験実施期間
12月6日(金)～令和2年2月16日(日)
※実施日は県職業能力開発協会からお知らせします。
 - (3) 合格発表
令和2年3月13日(金)

■実施職種＝ 県の公式サイトをご確認ください。



※お問い合わせは、
県職業能力開発協会 技能検定課
☎：0985-58-1570にお願いします。

宮崎県職業能力開発協会

検索

◆県の最低賃金が時間額790円に改定されます

宮崎県の最低賃金が、10月4日(金)から「時間額790円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働く全ての労働者に適用されます。

最低賃金の算定をするときは、以下の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金
- ④ 精皆勤手当
- ⑤ 通勤手当
- ⑥ 家族手当

※お問い合わせは
宮崎労働局労働基準部 賃金室
☎：0985-38-8836
にお願いします。



◆消費税軽減税率制度説明会を開催します

都城税務署では、消費税軽減税率制度説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

■日時＝ 10月30日(水)、10月31日(木)
午後3時から4時まで(受付は午後2時30分から)

■場所＝ 都城税務署2階会議室(都城市上町2街区11号都城合同庁舎)

※お問い合わせは、
都城税務署法人課税第1部門
☎：22-4383(直通)にお願いします。

◆農地の相続手続きはお済みですか？

農地の所有者が亡くなられた場合、その農地を相続する人の名義に変更するために「**相続登記**」が必要で**相続登記**をしないで放っておくと、仮に所在不明の相続人がいた場合、すぐに登記を含めた相続の手続きができずに、相続分を確定することが困難になります。

また、多くの時間が経過してしまうと「誰が相続人になるのか」など、調査だけで相当の時間がかかり、相続登記費用や手数料も高額になってしまいます。

農地を売りたいと思ったときに、すぐに売ることができない事態になりますので、**速やかに相続の手続きを行ってください。**



《相続など農地を取得した場合の届け出について》

平成21年の農地法の改正で、相続・遺産分割・包括遺贈・時効取得などで農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届け出ることが必要となりました。

通常、売買などで農地を取得する場合は、農地法第3条の許可が必要ですが、相続などの場合は3条許可を必要としないため、農地を取得した場合はその農地がある農業委員会にすみやかに届け出る必要があります。届け出をしなかったり、虚偽の届け出をすると罰則がありますので、ご注意ください。

※お問い合わせは、

町農業委員会（3階 ③番窓口）

☎：52-9087 ファクス：52-9762

にお願いします。

◆心身障害者福祉手当の交付申請を受け付けます

「心身障害者福祉手当」は障害者の社会活動の促進、生活意欲の向上や福祉の増進を図ることを目的に支給するものです。支給対象者や申請期限などの詳細は次のとおりです。

支給対象者	10月1日現在、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている在宅の人で、次の①～⑤全てに当てはまる人 ① 老齢年金、障害年金、恩給など、 <u>公的年金を受給していない人</u> ② 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、三股町心身障害児児童扶養手当の支給を受けていない人 ③ 町に転入してから6カ月を経過した人 ④ 障害基礎年金の受給資格を超える所得がない人 ⑤ 町税などの滞納がない人	
申請期限	10月31日（木）まで ※土曜・日曜、祝日を除く ※午前9時～正午、午後1時～5時で受け付けています。 ※入院などの理由で期間中に申請ができない場合は、ご相談ください。	
申請場所	福祉課 社会福祉係（⑥番窓口）	
申請に必要なもの	・ 印かん（認め印可、スタンプ式不可） ・ 身体障害者手帳または療育手帳 ・ 本人名義の通帳 ・ 滞納のない証明書 ※本人のもの。ただし、障害者本人が扶養されている場合は、扶養義務者（両親など）のもの	
支給額	身体障害者手帳1級～4級または療育手帳の程度がAの人	1万円／年一回
	身体障害者手帳5級～6級または療育手帳の程度がB1～B2の人	8,000円／年一回

※お問い合わせは、福祉課 社会福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9061（直通）にお願いします

相談

◆令和元年「平日夜間・土日どうぞ！労働相談会」を開催します

県労働委員会では、県内での事業所などに勤務する労働者と使用者を対象に、「労働相談」を実施しています。仕事の都合などで平日の日中に「労働相談」を利用することができない皆さんのために、平日夜間、土曜、日曜も実施します。

相談は無料です。退職、解雇、パワハラ・嫌がらせや賃金未払いなど、労働に関するお悩みであればどんなことでも構いません。秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

- 受付期間＝ 10月26日（土）～11月1日（金）
 平日 午前8時30分～午後7時
 土曜・日曜 午前9時～午後5時
 ※通常は平日の午前8時30分～午後5時15分

- 場所＝ 宮崎県労働委員会事務局
 宮崎市橘通東1丁目9-10（県庁3号館6階）

- 相談方法＝ 電話、面談、ファクスやインターネット（「宮崎県労働相談メール送信フォーム」で検索）

※お問い合わせは、
 宮崎県労働委員会事務局
 ☎：0985-26-7538
 ※相談専用電話「働くあんしんサポートダイヤル」
 ファクス：0985-20-2715にお願いします。



◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のあらゆる問題の相談を受け付けています。また、電話での相談も可能ですので、気軽にご相談ください。

- 相談日： 毎週月曜日・水曜日・金曜日
- 時間： 午前9時～午後5時
- 場所： 町総合福祉センター「元気の杜」

※お問い合わせは、町社会福祉協議会
 ☎：52-1246 にお願いします。

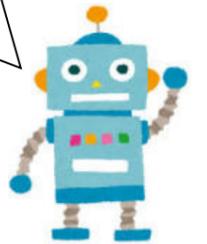
◆10月の「おもちゃ病院三股」は、『都城市環境まつり』で開院します

毎月第3土曜日に、町総合福祉センター「元気の杜」で開設している「おもちゃ病院三股」。10月は、都城市リサイクルプラザ「さいせい館」（下水流町）で開催される『都城市環境まつり』で開院します。

壊れたおもちゃをお持ちの人は、環境まつり会場にご来場ください。
11月からは、通常どおり町総合福祉センター「元気の杜」で開設します。

イベント	第14回 都城市環境まつり
期日	10月26日（土）
時間	環境まつり…午前9時20分～午後3時30分 ※「おもちゃ病院」の受付時間は、 午前9時30分～午後3時です
場所	都城市リサイクルプラザ「さいせい館」 （都城市下水流町4028番地11） ※環境まつりのお問い合わせは、都城市環境まつり実行委員会事務局（都城市環境政策課内☎：23-2130）
注意事項	・「おもちゃ病院三股」は、おもちゃを無償で修理します（一部、材料費などが掛かることがあります）。ただし、破損がひどい物、欠品がある物は、修理できない場合があります。現物を見て判断しますので、ご了承ください。 ・コンセントにつないで作動させる電化製品・コンピューター製品、人を傷つける恐れがある物、水に浮く物（浮輪・ボートなど）は修理対象外です。

使わなくなったおもちゃをご提供ください。
 「おもちゃ病院」では、壊れたおもちゃを無償で修理していますが、修理に使う部品を購入しなければならないこともあります。使わなくなったおもちゃ、壊れたおもちゃからも、部品を取ることができますので、おもちゃを修理するために、ご協力をお願いします♪



※お問い合わせは、代表：横山健一 ☎：51-0241 または、
 増田親忠 携帯：090-1926-8783 にお願いします。